

## 足利市子ども・子育て会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足利市子ども・子育て会議条例（平成25年足利市条例第 号）第12条の規定に基づき、足利市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 足利市情報公開条例（平成11年足利市条例第3号）第8条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生じると認められる場合

(会議の開催の周知)

第3条 会議の開催の周知は、足利市広報紙又は足利市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前項の規定により周知する内容は次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(公開の方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第5条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は10人とする。

(傍聴の手続)

第7条 会議の傍聴の受付は、会場において、会議の開催時刻の30分前から先着順で行い、前条の定員に達した時点で終了とする。ただし、受付開始時点で傍聴を希望する者が前条の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

2 傍聴を希望する者は、当該受付において傍聴人受付簿（別記様式）に自己

の住所及び氏名を記入するものとする。

3 前項の場合において傍聴要領（別紙）を配付するとともに、傍聴要領に記載された事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。

（傍聴の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意思表示をしないこと。
- (2) 議論をしたり、大声で騒いだりして議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 傍聴席において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、報道関係者及び会長の許可を得た者はこの限りでない。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人は、第2条の規定により会議が非公開となった場合は、速やかに会場から退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴人に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

（会議資料の提供）

第12条 傍聴人には、会議資料（足利市情報公開条例（平成11年足利市条例第3号）第8条各号に定める情報を除く。）を配付するものとする。

2 前項の会議資料は、会議終了後に回収するものとする。

（議事録）

第13条 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録については、その要旨を記載したものを足利市のホームページに掲載し、市民に周知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

(別記様式)

## 傍 聴 者 受 付 簿

1 名 称 平成28年度第1回 足利市子ども・子育て会議

2 開催日時 平成28年11月16日 午前・**午後** 2時

3 傍聴者氏名等

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(別紙)

## 傍 聴 要 領

足利市こども課

### 【足利市子ども・子育て会議を傍聴される方へ】

#### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴を認める定員は10名とします。傍聴の受付は開会の30分前から先着順で行い、定員になり次第終了といたします。ただし、受付開始時点において定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定します。

#### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が下記3の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

#### 3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意思表示をしないこと。
- (2) 議論をしたり、大声で騒いだりするなどして議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 飲食、喫煙はしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。